

# 岐阜県公報

## 目次

### 公示

平成二十八年年度採石業務管理者試験の実施

(商工政策課)

ページ

号外(一) 平成二十八年 七月十五日

## 公示

平成二十八年年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定により公示します。

平成二十八年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 試験期日及び時間

平成二十八年十月十四日(金) 午前十時から午前十二時まで(二二〇分)

### 二 試験場所

岐阜市藪田南一丁目一番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

### 三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

2 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)

### 四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書きして、八十二円分の切手(二部又は三部を希望する場合は、九十二円分の切手)を

貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

- (一) 写真 手札形（おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。
- (二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

平成二十八年九月一日（木）から同月十五日（木）までとし、土曜日及び日曜日を除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書して、〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。平成二十八年九月十五日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください（消印しないこと）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

平成二十八年十一月上旬（予定）。試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報及び岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十八年年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁個人情報総合窓口（県庁二階、電話 五八 二七二 一一一 内線二二九六）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

- (一) 受験票
- (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総務係（電話 五八 二七二 八三五九（直通））に問い合わせてください。